

(R5.4～)
保 護 者 様
年 組 氏名

令和 年 月 日

静岡市立

学校長

感染症による出席停止のお知らせ

お子様は、下記の疾病（○印）にかかっているか、またはその疑いがあります。

つきましては、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をしてください。

なお、病気が治りましたら、下の登校許可証明書を医師に記入してもらい、学級担任へご提出ください。

種	○印	感 染 症 名	出席停止の期間の基準 (ただし、疾病により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない)
1		病名（ ）	治癒するまで。
2		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。
		百日咳	特有の咳（せき）が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
		麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん	発しんが消失するまで。
		水痘（水疱瘡）	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	症状により医師が感染のおそれないとみとめるまで。
3		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染のおそれないとみとめるまで。
		コレラ	症状により医師が感染のおそれないとみとめるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症（ ）	

※ 学校保健安全法19条には、「校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」と定められています。

※ 第2種のインフルエンザについては、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等を除くこととします。

登校許可証明書

学校長 様

年 組 氏名

（保護者記入）

1 病名を記入または、○で囲んでください。

第一種	病名（ ）
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（ ）

2 停止期間 月 日から 月 日まで

上記の者の病気は感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

令和 年 月 日

医師名

印